

奈良県公報

目次

ページ

○奈良県手数料条例の一部を改正する条例	一	○地方自治法第八条第二項の規定による町としての要件に関する条例の一部を改正する条例	二
---------------------	---	---	---

公布された条例のあらまし

◇奈良県手数料条例の一部を改正する条例（財政課）

- 1 手数料の額の新設等
 - (1) 次の手数料の額の新設等を行うこととした。
 - ア 手数料の新設
二万九千円
 - (2) 特定製品に係るフロン類の回収及び破壊の実施の確保等に関する法律の一部改正に伴う第二種特定製品引取業者登録申請手数料等の廃止
 - (3) 使用済自動車の再資源化等に関する法律の施行に伴う引取業登録申請手数料等の新設
 - ア 引取業登録申請手数料 四千元
 - イ 引取業登録更新申請手数料 三千元
 - ウ フロン類回収業登録申請手数料 六千元
 - エ フロン類回収業登録更新申請手数料 四千元

条 例

2 施行期日等

- (1) 1の(1)及び2の(2)については公布の日から、1の(2)及び(3)については平成十七年一月一日から施行することとした。
- (2) その他所要の経過規定を置くこととした。

◇地方自治法第八条第二項の規定による町としての要件に関する条例の一部を改正する条例（市町村課）

- 1 市町村の合併に係る特例

町の区域の全部を含む区域をもって町を設置する処分のうち市町村の合併の特例に関する法律に規定する市町村の合併に係るものについては、平成十八年三月三十一日までに市町村の合併（平成十七年三月三十一日までに申請がなされたものに限る。）が行われる場合に限り、本則の規定にかかわらず、当該処分により設置されるべき当該普通地方公共団体が町としての要件を備えているものとみなすこととした。
- 2 施行期日

公布の日から施行することとした。

奈良県手数料条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成十六年十月十五日

奈良県知事 柿 本 善 也

奈良県手数料条例の一部を改正する条例

奈良県手数料条例（平成十二年三月奈良県条例第三十三号）の一部を次のように改正する。

別表第一の百九十一の項の次に次のように加える。

百九	高度管理医	薬事法第三十九条第一項の規定に	二万九千円	許可申請
十一	療機器等販	基づく高度管理医療機器等の販売		のとき。
の二	売業又は賃	業又は賃貸業の許可の申請に対す		
	貸業許可申	る審査		
	請手数料			

別表第一の二百四十八の四の項から二百四十八の七の項までを削り、同表の二百六十五の二の五の項中「(平成十四年法律第八十七号)」を削り、同項を同表の二百六十五の二の五の項とし、同表の二百六十五の項の次に次のように加える。

二百	引取業登録	使用済自動車の再資源化等に関する法律(平成十四年法律第八十七号)第四十二条第一項の規定に基づき引取業の登録の申請に対する審査	四千円	登録申請
六十	申請手数料			のとき。
五の				
二				
二百	引取業登録	使用済自動車の再資源化等に関する法律第四十二条第二項の規定に基づき引取業の登録の更新の申請に対する審査	三千円	登録申請
六十	更新申請手			のとき。
五の	数料			
二				
二百	フロン類回	使用済自動車の再資源化等に関する法律第五十三条第一項の規定に基づくフロン類回収業の登録の申請に対する審査	六千円	登録申請
六十	収業登録申			のとき。
五の	請手数料			
二の				
三				

二百	フロン類回	使用済自動車の再資源化等に関する法律第五十三条第二項の規定に基づくフロン類回収業の登録の更新の申請に対する審査	四千円	登録申請
六十	収業登録更			のとき。
五の	新申請手数			
二の	料			
四				

附則

(施行期日)

1 この条例は、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める日から施行する。

一 別表第一の改正規定(同表の百九十一の項の次に次のように加える部分に限る。)
(及び次項の規定 公布の日)

二 別表第一の改正規定(前号に掲げる部分を除く。) 平成十七年一月一日
(高度管理医療機器等販売業又は賃貸業許可申請手数料に関する規定の読替え)

2 平成十七年三月三十一日までの間におけるこの条例による改正後の奈良県手数料条例別表第一の百九十一の二の項の規定の適用については、同項中「薬事法」とあるのは、「薬事法及び採血及び供血あつせん業取締法の一部を改正する法律(平成十四年法律第九十六号)附則第十七条第二項の規定により行う同法第二条の規定による改正後の薬事法」とする。

地方自治法第八条第二項の規定による町としての要件に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成十六年十月十五日

奈良県知事 柿本善也

奈良県条例第九号

地方自治法第八条第二項の規定による町としての要件に関する条例の一部を改正する条例

地方自治法第八条第二項の規定による町としての要件に関する条例(昭和二十五年五月奈良県条例第十一号)の一部を次のように改正する。

附則を附則第一項とし、同項に見出しとして「(施行期日)」を付し、附則に次の一項を加える。

(市町村の合併に係る特例)

2 地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第七条第一項の規定により町の区域の全部を含む区域をもつて町を設置する処分のうち市町村の合併の特例に関する法律(昭和四十年法律第六号)第二条第一項の市町村の合併(以下「市町村の合併」という。)に係るものについては、平成十八年三月三十一日までに市町村の合併(平成十七年三月三十一日までに行われた地方自治法第七条第一項の規定による申請に係るものに限る。)が行われる場合限り、本則の規定にかかわらず、当該処分により設置されるべき当該普通地方公共団体が町としての要件を備えているものとみなす。

附則

この条例は、公布の日から施行する。

【定価】 一か月 千五百円 一部売り 一枚につき二十円（共に送料、消費税別）

発行

奈良県

奈良市登大路町三〇
電話 〇七四二―三二一―一〇二代

印刷

株式会社 春日

奈良市三条栄町九―一八
電話 〇七四二―三五―七三二代

本誌は再生紙を使用しています。